

滋賀県産業廃棄物税条例にかかる再生施設（令和7年度）

○個別の認定に係る再生施設（規則第5条第1項第1号）

令和7年10月1日現在（認定期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日）

	事業者	法人代表者氏名	住所	施設所在地	処分方法	産業廃棄物の種類
1	岩谷化学工業（株）	西口勇司	大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9番13号	湖南省菩提寺字八重谷327番14	油水分離	廃油・汚泥 [特別管理]廃油（引火性廃油に限り、特定有害物質を含まないものに限る。）
					中和	廃酸・廃アルカリ [特別管理]廃酸・廃アルカリ（下記注1参照）
					混合	汚泥・廃油（タールピッチ類を除く。）・廃プラスチック類・木くず
2	(株)エコプラン	上田貴麿	滋賀県長浜市田町14番地	長浜市田町14番	破碎/圧縮固化	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
3	エコヤードルートワン（株）	辰岡喜美子	滋賀県甲賀市土山町黒川1475番地	甲賀市土山町黒川1475番地	破碎	木くず
4	(株)エスケイカンポスト	金森隆志	滋賀県長浜市泉町1370番地	長浜市泉町1370番地外	破碎	木くず
5	(株)近江物産	芝原茂樹	滋賀県栗東市大橋七丁目4番51号	栗東市大橋七丁目392番5外	溶融・破碎	廃プラスチック類
6	(株)吉勝重建	矢野智孝	福井県福井市春山二丁目18番24号	長浜市西上坂町147番7外	選別	木くず
7	キャンノンエコロジーインダストリー(株)	海原真一	茨城県坂東市馬立1234番地	長浜市木之本町木之本字七反田2082番2外	破碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(下記注2参照)
8	喜楽鉱業(株)	小宮山茂幸	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号	湖南市石部口二丁目7番33号	油水分離	廃油
9	(有)クリエイト・マエダ	前田満智子	滋賀県高島市安曇川町上小川59番地2	高島市安曇川町下小川字中島965番、969番	破碎	木くず
10	ケイミュー(株)	木村均	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	湖南省高松町2番1	混合	ばいじん、燃え殻
11	(株)湖南リサイクルセンター	西村忠浩	滋賀県湖南市石部口三丁目6番13号	湖南省石部口三丁目204番2、168番1	破碎	木くず
12	湖北総合開発(株)	植田薫	滋賀県彦根市甲田町555番地	彦根市甲田町字流レ488番外	分級・脱水・固化	汚泥（無機性汚泥に限る）、ガラスくず等(下記注2参照)
				彦根市甲田町字坂ノ下525番外	破碎	木くず
13	シームウッド(株)	辻正俊	滋賀県犬上郡甲良町北落811番地1	犬上郡甲良町大字北落1064番	破碎	木くず
14	(株)杉本商事	珍道直人	滋賀県彦根市南川瀬町771番地	彦根市南川瀬町字東野727番1	溶融	廃プラスチック類
15	(株)スリーケー	岸田善英	滋賀県蒲生郡日野町大字西大路1613番地	甲賀市水口町水口字境ヶ谷6654番	混合	動植物性残さ、廃酸、廃油、廃アルカリ、汚泥
16	(株)セイノーマテリアル	井原拓	岐阜県大垣市赤坂町101番地	蒲生郡日野町大字大谷字東山416番7	破碎	廃プラスチック類（廃タイヤに限る）
17	(株)高山	高山満	滋賀県長浜市高月町高月611番地の1	長浜市高月町落川字龍神前461番1外 近江八幡市牧町字岡田2165番、字中水荃2250番2	破碎	紙くず、木くず、金属くず
18	ツチダ開発（株）	土田安子	滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30	近江八幡市長光寺町字瓶割山951番10	破碎	木くず
19	(株)日野ドリームファーム	諸原久武	滋賀県蒲生郡日野町西大路2658番地1	蒲生郡日野町大字西大路字大水戸2658番1	乾燥	動植物性残さ
					発酵	汚泥、動植物性残さ
20	フルハシEP0（株）	山口直彦	愛知県名古屋市中区金山一丁目13番13号	栗東市手原六丁目179番1	破碎	木くず ※認定期間:令和7年10月1日から
21	(株)水口テクノス	小山浩	滋賀県甲賀市水口町松尾502番地の18	甲賀市水口町松尾字松ノ本362番27の一部外	破碎	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
22	(株)山崎砂利商店	山崎公信	滋賀県大津市浜大津四丁目7番6号	大津市伊香立途中町字宮メヅラ861番1 大津市伊香立途中町字坊出429番8	破碎 混錬	木くず 汚泥
23	山室木材工業(株)	山室弘樹	滋賀県米原市大野木1751番地の5	米原市大野木1801番1外、2168番地	破碎	木くず
24	力興木材工業(株)	今中力松	滋賀県米原市春照125番地	米原市春照118番外	破碎	木くず

注1：[特別管理]廃酸（pHが2.0以下のもの）に限り、特定有害物質を含まないものに限る。）
 廃アルカリ（pHが12.5以上のもの）に限り、特定有害物質を含まないものに限る。）

注2：「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

※ 事業者名の前の数字は50音順を示す。